８城監第２４号
令和８年８月３１日
（2026年）

城陽市長　村田　正明　様

城陽市監査委員　山　本　弘　之

城陽市監査委員　平　松　　亮

令和７年度（2025年度）城陽市財政健全化審査
の意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定に基づき審査に付された令和７年度（2025年度）健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について、次のとおり意見を提出する。

令和７年度（2025 年度）財政健全化審査意見書

１　審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び城陽市監査委員監査の基準等に関する要綱の規定に基づく健全化判断比率審査

２　審査の対象

令和７年度（2025 年度）実質赤字比率
令和７年度（2025 年度）連結実質赤字比率
令和７年度（2025 年度）実質公債費比率
令和７年度（2025 年度）将来負担比率

３　審査の期間

令和８年（2026 年）７月８日から令和８年（2026 年）８月３１日まで

４　審査の着眼点（評価項目）

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適法かつ正確に作成されているかどうかを主眼として実施した。

５　審査の実施内容

市長から提出された健全化判断比率算定の基礎となる事項を記載した書類について、適正に作成されていることを確認した。

６　審査の結果

審査に付された算定の基礎となる事項を記載した書類は法令等に準拠して作成され、健全化判断比率は適正に算定されているものと認められる。

健全化判断比率	令和７年度	早期健全化基準
	（%）	（%）
①　実質赤字比率	―	１２．６１
②　連結実質赤字比率	―	１７．６１
③　実質公債費比率	１２．６	２５．０
④　将来負担比率	１０８．３	３５０．０

（１）実質赤字比率

令和７年度(2025 年度)の実質赤字比率は、実質収支額が黒字のため、該当しない。なお、実質収支額は３，２９０万９千円であり、令和６年度(2024 年度)の７，７６３万７千円と比べると４，４７２万８千円の減少である。

（２）連結実質赤字比率

令和７年度(2025 年度)の連結実質赤字比率は、連結実質収支額が黒字のため、該当しない。なお、連結実質収支額は２２億４，８７３万１千円であり、令和６年度(2024 年度)の２０億７，４７３万９千円と比べると１億７，３９９万２千円の増加である。

（３）実質公債費比率

令和７年度(2025 年度)の実質公債費比率は１２．６％となっており、早期健全化基準の２５．０％と比べると、これを１２．４ポイント下回っている。

なお、令和６年度(2024 年度)の実質公債費比率の１２．２％と比べると０．４ポイント上回っている。

本比率は、３か年平均値であり、当年度の単年度比率は１２．７％となっており、前年度分の算定対象であった３か年の内、今年度の算定対象外となった令和４年度(2022 年度)の単年度比率の１１．５％と比べて、１．２ポイント上回ったことによるものである。

また、当年度の単年度比率１２．７％は、令和６年度(2024 年度)の単年度比率１３．１％と比べて、０．４ポイント下回っている。これは標準財政規模の増加等によるものである。

（４）将来負担比率

令和７年度(2025 年度)の将来負担比率は１０８．３％となっており、早期健全化基準の３５０．０％と比べると、これを２４１．７ポイント下回っている。

なお、令和６年度(2024 年度)の将来負担比率の１１３．９％と比べると５．６ポイント下回っている。これは標準財政規模の増加等によるものである。

（５）まとめ

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく各指標は、国の基準と比較して健全段階の範囲内で推移しているものの、大規模事業の進捗に伴い、今後は地方債の償還金等の増加により、公債費の負担が増加する傾向にある。

現在、本市では財政基盤の再構築を進めながら、将来に向けたまちづくりを本格化させており、事業実施に伴う起債発行額が一時的に増加していることなどから、実質公債費比率や将来負担比率は今後も一定の上昇が見込まれるが、引き続き財政規律の堅持に努め、健全な財政運営を推進されるよう望むものである。

参考資料

１　用語解説

（１）実質赤字比率

一般会計等の実質収支額の赤字の程度を指標化し、財政運営の健全度を示すもので、歳出に対する歳入の不足額を一般財源の標準的な収入を表す標準財政規模の額で除して算定されるものである。

（２）連結実質赤字比率

すべての会計の実質収支額等の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の健全度を示すものであり、市全体の歳出に対する歳入の不足額を一般財源の標準的な収入を表す標準財政規模の額で除して算定されるものである。

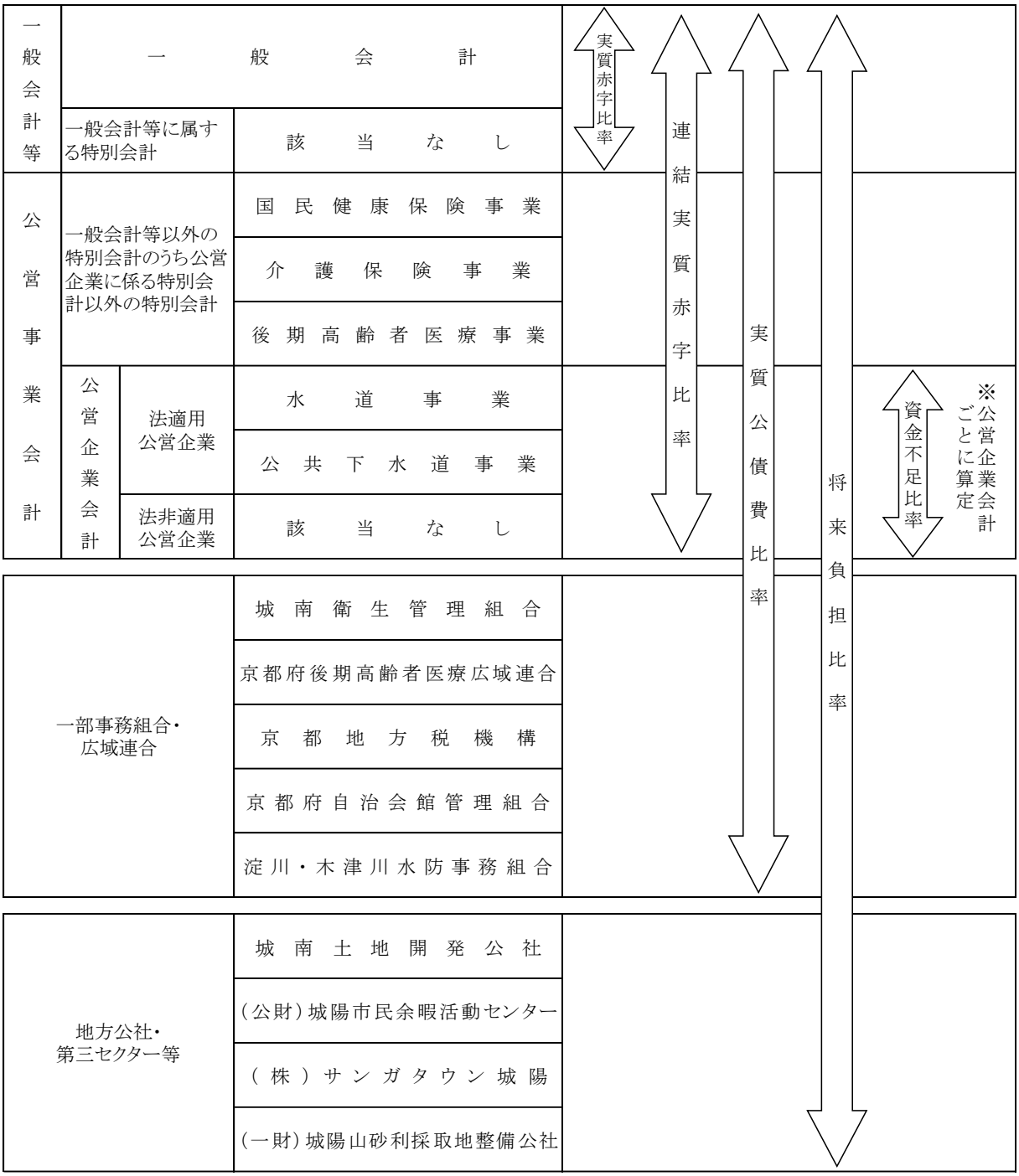
（３）実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの健全度を示したものであり、義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費を、標準財政規模を基本とした額で除して算定される数値の３か年平均値である。

（４）将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や地方公共団体として、将来支払う可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもので、地方公共団体が将来的に負担することになっている実質的に負債に当たる額から負債の償還に充てることができる基金等の額を控除の上、標準財政規模を基本とした額で除したものである。

2　対象範囲の図表


一般会計等
一般会計
一般会計等に属する特別会計
該当なし
公営事業会計
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計
国民健康保険事業
介護保険事業
後期高齢者医療事業
公営企業会計
法適用公営企業
水道事業
公共下水道事業
法非適用公営企業
該当なし
一部事務組合・広域連合
城南衛生管理組合
京都府後期高齢者医療広域連合
京都地方税機構
京都府自治会館管理組合
淀川・木津川水防事務組合
地方公社・第三セクター等
城南土地開発公社
(公財)城陽市民余暇活動センター
(株)サンガタウン城陽
(一財)城陽山砂利採取地整備公社
実質赤字比率
連結実質赤字比率
実質公債費比率
将来負担比率
資金不足比率
※公営企業会計ごとに算定